



NO&T Capital Market Legal Update

キャピタルマーケットニュースレター

2025 年 3 月 No.48

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）によるサステナビリティ開
示基準の最終化（速報）

弁護士 宮下 優一

弁護士 高橋 優

はじめに

2025 年 3 月 5 日、サステナビリティ基準委員会（SSBJ : Sustainability Standards Board of Japan）から、サステナビリティ開示基準として、ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」、テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」、テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」が公表されました。

これらの基準は、国際的なベースラインである IFRS サステナビリティ開示基準と整合的なものであるとともに、将来的には金融商品取引法上の有価証券報告書等の記載事項にも取り込まれる予定であるため、実務的な影響は大きく、法的観点からも非常に重要なものです。

本ニュースレターでは、この SSBJ によるサステナビリティ開示基準を速報として紹介します。

SSBJ サステナビリティ開示基準の全体像と今後の法定開示化

① サステナビリティ開示基準の全体像

今回 SSBJ より公表された開示基準は、ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」）、テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」（以下「一般基準」）、テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」）の 3 つです。今回公表されていないものも含めた全体像としては、以下のとおりです。

SSBJ が公表する文書の種類

文書の種類
サステナビリティ開示基準 ・ユニバーサル基準（適用基準） ・テーマ別基準（一般基準、気候基準） ・産業別基準（未公表） ・実務対応基準（未公表）
補足文書（未公表） ・国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する付属ガイダンス・教育的資料のうち SSBJ 基準の適用にあたり参考になるもの ・SSBJ 基準を構成しないため、これに従わない場合でも SSBJ 基準の準拠表明可
SSBJ ハンドブック（未公表） ・SSBJ 基準を利用する際の便宜を考慮して SSBJ 事務局が作成する解説

・SSBJ 基準を構成しないため、これに従わない場合でも SSBJ 基準の準拠表明可

また、適用基準、一般基準、気候基準の位置付けは以下のとおりです。

SSBJ 基準の構成

開示基準	位置付け	IFRS 基準との関係
適用基準	SSBJ 基準に準拠した開示を行うにあたっての基本的な事項の定め	IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に対応
一般基準	気候基準等の個別テーマの基準に含まれないサステナビリティ関連のリスク・機会に関するコア・コンテンツの定め	
気候基準	気候関連のリスク・機会に関するコア・コンテンツの定め	IFRS S2 号「気候関連開示」に対応

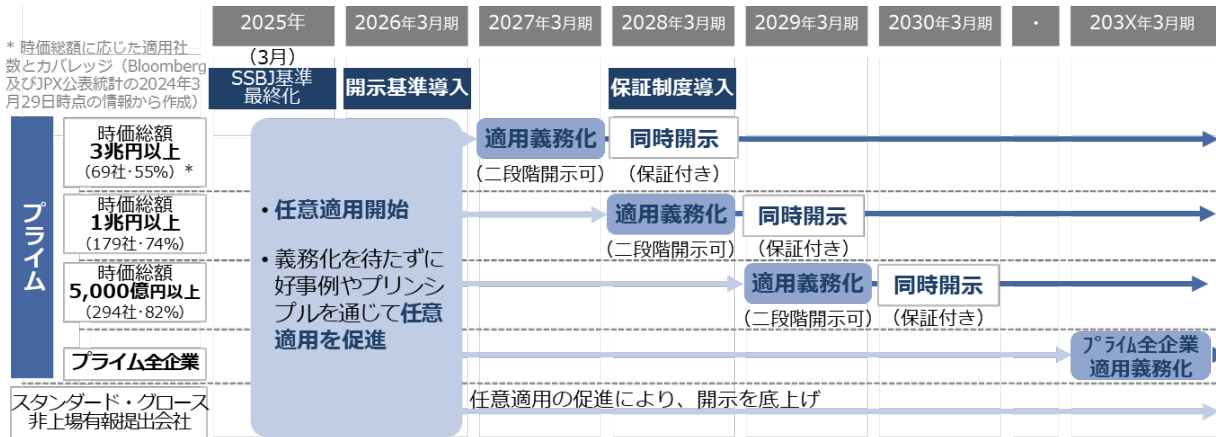
※「コア・コンテンツ」; サステナビリティ関連のリスク・機会に関して開示すべき事項。ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標の 4 つで構成

SSBJ 基準の特徴として、以下の点が挙げられます。

- ✓ 基準適用の結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわないよう、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項を原則としてすべて取入れ
 - ・ 相応の理由が認められる場合には独自の取扱いが追加されており企業は選択可
 - ・ IFRS サステナビリティ開示基準にない定めについても必要なものは追加
- ✓ 強制適用対象企業の定めなし
 - ・ 金融商品取引法の枠組みで適用されること、プライム市場上場企業が適用することを想定した内容
 - ・ ただし、プライム市場以外の企業でも適用可
- ✓ 強制適用時期の定めなし
 - ・ 任意で基準に従った開示を行う場合、基準公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用可

② 日本における法定開示化の動向

以上のとおり、SSBJ 基準そのものが強制適用の対象となる企業や時期を定めるものではなく、証券規制当局がこれらを決定する予定です。具体的には、2024 年 3 月に金融審議会に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、これらの開示基準を有価証券報告書等の開示事項として取り込むことについて検討が進められている状況です。また、保証基準については金融審議会の「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」において検討が進められています。足許で議論されている適用対象・適用時期の方向性・イメージは以下のとおりです。



※ 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討

※ 保証範囲は保証適用義務化から2年間はScope 1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討

出典：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第5回事務局資料（2024年12月2日）をもとに作成

これはあくまで事務局案であり確定していないため、強制適用対象企業、強制適用対象時期、保証等について今後の議論の進展を注視する必要があります。他方で、SSBJ基準に準拠する対応には相当の準備が必要となり、早期に着手が必要ともいえます。そのため、任意適用の段階から、できるところから開示を進めてブラッシュアップしていくことが有益ではないかと思われます。

適用基準

適用基準は、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合において、基本となる事項を定めるものです（同基準1項）。このSSBJ基準は、企業が準拠している会計基準が何であるかにかかわらず適用されます（同基準3項）。

ここで、「サステナビリティ関連財務開示」とは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク・機会に関する情報を提供する開示を指します（同基準4項(5)）。また、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク・機会」とは、短期、中期、長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセスまたは資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク・機会をあわせたものを指します（同基準4項(6)）。

適用基準で定められているものの例をいくつか紹介します。

適用基準の定め例

項目	概要
報告企業	・財務諸表の報告単位と同じ
報告タイミング	・財務諸表の報告時期と同時を原則とし、期間は原則として12か月 ・法令で別途の定めがあれば同時でなくてもよい ・任意開示の場合は同時でなくてもよい ・後発事象・比較情報に関する定めあり
リスク・機会	・バリューチェーンを決定した上でリスク・機会を識別 ・識別に際して、SSBJ基準のほか、IFRS財団のSASBスタンダードにおける開示トピック（特定の産業に属する企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク・機会）を参照し、適用可能性を考慮 ・リスク・機会に関して、重要性がある情報を開示 ・重要性があるか、すなわち、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的

	に見込み得るかどうかを評価するにあたり、利用者の特性および企業自身の状況を考慮。定量的要因・定性的要因の両方を考慮。
適正表示	・リスク・機会を適正に表示 ・具体的な開示基準を適用しただけでは理解に不十分である場合、追加的な情報を開示 ・重要性がない場合、開示基準で要求される情報であっても開示不要
集約・分解	・重要な情報を重要でない情報で不明瞭にしたり、類似していない重要な項目を集約したりすることによって、理解可能性を低下させてはならない
つながりのある情報	・関連する項目の間のつながり ・サステナビリティ関連財務開示内の開示の間のつながり ・サステナビリティ情報と財務情報のつながり
裏付け	・合理的で裏付け可能な情報を用いることが開示基準で求められている場合がある ・「合理的で裏付け可能な情報」とは、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報
商業上の機密	・機会に関する商業上の機密は一定の要件を満たす場合に開示免除（リスクに関する情報は免除対象外）
準拠表明	・SSBJ 基準のすべての定めに従っていないかぎり、当該開示基準に従っている旨の記述不可

一般基準

① 概要

一般基準は、投資家等が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク・機会に関する情報の開示について定めるものです（同基準 1 項）。SSBJ によるテーマ別の基準が存在する場合（現在は気候基準のみ）には当該基準に従うことになりますが、一般基準はそのような基準が存在しないものについて、サステナビリティ全般に関する事項を定めるものといえます。

一般基準は、コア・コンテンツとして、以下の 4 つに関する情報の開示を求めているところ（同基準 7 項）、これは TCFD 提言を基礎としており、日本の市場関係者に受け入れやすいと考えられるために採用されたものです（同基準結論の背景 BC25 項、27 項）。

一般基準の各開示項目

構成要素	開示目的	主な開示事項
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク・機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制および手続を理解できるようにすること	・サステナビリティ関連のリスク・機会の監督に責任を負う機関・役職に関する事項 ・ガバナンスのプロセス、統制および手続における経営者の役割
戦略	サステナビリティ関連のリスク・機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすること	・企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク・機会 ・サステナビリティ関連のリスク・機会がビジネスモデルやバリューチェーンに与える影響 ・サステナビリティ関連のリスク・機会の財務的影響 ・サステナビリティ関連のリスク・機会が企業の戦略・意思決定に与える影響 ・レジリエンス（シナリオ分析を求める定めはなし、評価頻度の定めもなし）

リスク管理	①サステナビリティ関連のリスク・機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを理解できるようにすること ②企業の全体的なリスク・プロファイルおよび全体的なリスク管理プロセスを評価できるようにすること	・ サステナビリティ関連のリスク・機会を識別・評価・優先順位付けし、モニタリングするためのプロセス等 ・ サステナビリティ関連のリスク・機会を識別・評価・優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、ならびにその統合方法および利用方法
指標および目標	サステナビリティ関連のリスク・機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすること	・ 適用される SSBJ 基準が要求している指標 ・ 上記が存在しない場合、適用基準のガイダンスの情報源の定めを適用して指標を識別 ・ リスク・機会および関連するパフォーマンスをモニタリングする指標 ・ 産業別の指標のうち主なものを含める ・ 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標 ・ 法令により満たすことが要求されている目標

② 代表的な論点

一般基準における要求事項は多岐にわたるものの、代表的な論点として、「戦略」において財務的影響をどのように開示しなければならないかがあります。

まず、サステナビリティ関連のリスク・機会による財務的影響に関して、以下の事項の定量的・定性的情報の開示が求められます（同基準 16 項、17 項）。

- a. リスク・機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えた影響
- b. a のリスク・機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産および負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの
- c. リスク・機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期、長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み
- d. リスク・機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期、長期における、企業の財務業績およびキャッシュ・フローの変化に関する見込み

このうち、将来に予想される財務的影響に関する開示については、リスク・機会が企業の財務計画にどのように含まれるかを考慮しなければならず（同基準 18 項）、その開示にあたっては、「合理的で裏付け可能な情報」（「適用基準」の説明を参照）を用いることや、企業が利用可能なスキル、能力および資源に見合ったアプローチを用いることが求められています（同基準 19 項）、他方でこれらを超えた対応までは求められていません（同基準結論の背景 BC43 項も参照）。また、予想される財務的影響について、企業が定量的情報を提供するスキル、能力または資源を有していない場合には定量的情報の開示は免除されます（同基準 21 項）。ただし、スキルや能力を獲得・開発するために利用可能な資源を有している場合、当該スキルや能力を有していないという理由では定量的情報の開示は免除されません（同基準結論の背景 BC44 項）。

また、以上の情報は、定量的な開示（単一の数値またはレンジでの開示）が原則として求められますが、財務的影響が多くのリスクまたは機会から生じ、財務諸表上の多くの項目に影響を与える場合があることから、当該財務的影響を個別のリスクまたは機会に帰属させることが困難な場合があります。そこで、影響を区分して識別できない、または影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない場合にもその開示が免除されます（同基準 20 項）。

ただし、以上により定量的情報の開示を行わない場合であっても、その理由や定性的情報等を開示する必要がある点には留意が必要です（同基準 22 項）。

気候基準

① 概要

気候基準は、投資家等が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク・機会に関する情報の開示について定めるものです（同基準 1 項）。

気候基準の開示枠組みとしては、一般基準の構成に従って、経営全般に関連する①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標および目標の 4 つの構成要素に関する情報を開示することが求められています（同基準結論の背景 BC36 項）。気候関連開示におけるこれらの構成要素とその開示目的や主な開示事項の概要は、以下のとおりです。

気候基準の各開示項目

構成要素	開示目的	主な開示事項
ガバナンス	気候関連のリスク・機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制および手続を理解できるようにすること	- 気候関連のリスク・機会の監督に責任を負う機関・役職に関する事項 - ガバナンスのプロセス、統制および手続における経営者の役割
戦略	気候関連のリスク・機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすること	- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク・機会 - 気候関連のリスク・機会がビジネスモデルやバリューチェーンに与える影響 - 気候関連のリスク・機会の財務的影響 - 気候関連のリスク・機会が企業の戦略・意思決定に与える影響 - 気候レジリエンス（シナリオ分析に基づく評価、評価頻度の定めあり）
リスク管理	①気候関連のリスク・機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを理解できるようにすること ②企業の全体的なリスク・プロファイルおよび全体的なリスク管理プロセスを評価できるようにすること	- 気候関連のリスク・機会を識別・評価・優先順位付けし、モニタリングするためのプロセス等 - 気候関連のリスク・機会を識別・評価・優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、ならびにその統合方法および利用方法
指標および目標	気候関連のリスク・機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすること	- 産業横断的指標等に関連する情報（温室効果ガス排出、気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク、気候関連の機会、資本投下、内部炭素価格、報酬） - 産業別の指標 - 気候関連の目標

② 代表的な論点

気候基準における要求事項は多岐にわたるものの、代表的な論点として、温室効果ガス排出量¹に関する開示が挙げられ、気候基準においても詳細な規定が設けられています。温室効果ガス排出量に関する開示は、指標および目標に関する開示項目の一つと位置付けられています。

¹ 二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、三フッ化窒素、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄を意味し（同基準 4 項(6)）、CO2 相当量に集約して開示することになります（同基準 65 項）。

温室効果ガス排出の絶対総量の開示

まず、温室効果ガス排出の絶対総量について、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の 3 つに区分して開示することが求められています（同基準 47 項）。なお、公開草案の段階では、上記の区分した情報に加えて、スコープ 1 からスコープ 3 の合計値の開示が求められていましたが、最終的には当該開示は要求されないこととなりました（同基準結論の背景 BC115 項、116 項）。

スコープ 1、スコープ 2 について、報告企業連結グループに関するものと、そのほかの投資先に関するものとに分解して開示することが求められています（同基準 52 項）。スコープ 2 に関しては、ロケーション基準（国や地域・地方等の特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ 2 温室効果ガス排出を測定する手法）によるスコープ 2 温室効果ガス排出量の開示が必要となります（同基準 53 項）。また、契約証書がある場合にはそれに関する情報の開示を行うか、それに代えてマーケット基準による開示のいずれかを行う必要もあります（同基準 54 項）。

また、スコープ 3 については、「企業のバリューチェーン（スコープ 3）算定と報告の標準」²に従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することが求められています（同基準 55 項、56 項）。

スコープ 1、2、3 温室効果ガス排出とスコープ 3 カテゴリー



出典：環境省「サプライチェーン排出量全般」

（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html）をもとに筆者らにて作成

温室効果ガス排出の絶対総量の測定方法

温室効果ガス排出は、「温室効果ガス（GHG）プロトコル～事業者の排出量算定及び報告に関する標準～」（GHG プロトコル）³に従って測定することが求められています（同基準 49 項）。ただし、当局や取引所が異なる温室効果ガス排出の測定方法を用いることを要求している場合には当該方法を用いることができ、例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の対象企業は、当該制度により測定した温室効果ガス排出量による報告を選択することができます（同基準 49 項・同基準結論の背景 BC125 項）。なお、温対法の測定方法を選択した場合でも、その算定期間はサステナビリティ関連財務開示の報告期間を対象としなければならないため、温対法の報告のための算定期間と差異がある場合には調整が必要となります（同基準結論の背景 BC126 項、127 項）。

ファイナンス・エミッション

上記のとおり、スコープ 3 温室効果ガス排出については、スコープ 3 カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連

² 環境省が公表する和訳版（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/Scope3_Guideline.pdf）

³ 環境省が公表する和訳版（<https://www.env.go.jp/council/06earth/y061-11/ref04.pdf>）

するカテゴリー別に分解して開示しなければなりません（同基準 55 項、56 項）。例えば、企業が、資産運用、商業銀行または保険に関する事業を行っている場合、ファイナンスド・エミッション（投資・融資に関連して、投資先または相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資・融資に帰属する部分）に関する追加的情報の開示も求められます（同基準 57 項、別紙 C）。

スコープ 3 温室効果ガス排出量開示とセーフハーバー

スコープ 3 の開示にあたっては、その性質上、企業のバリューチェーンの上流・下流の企業から提供されたデータ、データプロバイダーから提供されるデータ、ファイナンスド・エミッション等の自社のコントロールの及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報をもとにした開示が求められます⁴。そのため、排出量の測定にあたっての仮定やバリューチェーン上から収集された情報が不正確であった場合には、結果的に誤った排出量開示がされることとなります。とりわけ、将来的に SSBJ 基準が金融商品取引法上の有価証券報告書等の記載事項に取り込まれた場合には、有価証券報告書等の法定開示書類における虚偽記載責任が問題となり得ます。

この点について、金融審議会の「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、企業の積極的なサステナビリティ情報開示を促す観点から、スコープ 3 温室効果ガス排出量に係る定量情報について虚偽記載等の責任を負わない条件等の規定（いわゆるセーフハーバー）の導入が検討されています。現在検討されているセーフハーバーの内容について、スコープ 3 温室効果ガス排出量に関する定量情報が事後的に誤りであることが発覚したとしても、コントロールの及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（情報の入手経路の適切性を含みます。）や、見積りの合理性について企業内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、その開示の内容が一般的に合理的と考えられる範囲のものである場合には、虚偽記載等の責任を負わないとすることが上記ワーキング・グループの事務局案として示され、議論が行われています⁵。

スコープ 3 温室効果ガス排出量開示に関するセーフハーバーのあり方は、企業が開示をするにあたって、社外から取得した情報の検証作業や開示書類上の説明内容にも影響を与える点であることから、今後の議論も注視しておく必要があります。

2025 年 3 月 18 日

⁴ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第 4 回事務局資料（2024 年 10 月 10 日）

⁵ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第 5 回事務局資料（2024 年 12 月 2 日）

[執筆者]



宮下 優一（弁護士・パートナー）

yuichi_miyashita@noandt.com

IPO、株式の公募増資、売出し、第三者割当増資、ブロックトレード、種類株式、新株予約権・ワラント、社債、CB、サステナブルファイナンス等、大手証券会社 ECM での勤務経験を活かし、キャピタルマーケット案件に関する助言を行う。また、サステナビリティ開示を含む企業情報開示、金融規制法、M&A、コーポレートガバナンス等についても幅広く取り扱う。2007 年大阪大学法学部卒業。2009 年京都大学法科大学院修了。2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年 University of California, Los Angeles, School of Law 卒業（LL.M.）。2016 年 Thompson Hine LLP（New York）勤務。2016 年～2017 年 S M B C 日興証券株式会社 資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部勤務。



高橋 優（弁護士）

yu_takahashi@noandt.com

国内外の資本市場における株式の公募増資や売出しなどのキャピタルマーケット案件のほか、バンキング、証券化、買収ファイナンスなど、ファイナンス案件に幅広く取り組んでいる。2015 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2016 年長島・大野・常松法律事務所入所、2023 年 London School of Economics and Political Science 卒業（LL.M., Corporate and Securities Law）、2023 年～2024 年 Slaughter and May（London）勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

【関連セミナーのご案内】

【ライブ配信セミナー】＜ADVANCE 企業法セミナー＞

「グリーンウォッシュのリスクに備えよ」

■日時： 2025 年 4 月 8 日（火）15:00～16:00

■会場： オンライン（ライブ配信）

■セミナー概要：

グリーンウォッシュがもたらす経営上のリスクが、今大きな話題になっています。欧米諸国が主導する表示規制の強化とサステナビリティ開示の法定化の潮流が日本のルールメイキングにも影響を及ぼしています。

本セミナーでは、グリーンウォッシュが引き起こすリスクを認識して頂き、日本企業がどのように対応していくべきかの視点を提供することを目指します。具体的には、商品・サービスを販売する際の環境表示の留意点について日本・欧米諸国のルールと実際の執行事例を解説し、近時の日本のサステナビリティ開示のルールの動向と開示上のポイントに触れた後、役員の善管注意義務の観点やグリーンウォッシュ回避のためのガバナンスのポイントをお話いたします。

■スピーカー：

大沼 真（長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士）

宮下 優一（長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士）

渡邊 啓久（長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士）

■お申込み（受講料：無料）：

詳細・お申込み方法につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/seminars/seminar20250408-1/>

※2025 年 4 月 4 日(金)11:00 までにお申し込みください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

NO&T Capital Market Legal Update ～キャピタルマーケットニュースレター～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_capitalmarket/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-capitalmarket@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいようお願いいたします。